

日本古文書学会大会開催記念展示記録

Proceedings of the Special Exhibition for the Anniversary of the *Nihon Komonjo Gakkai* Conference

2016年9月24日から9月26日にかけて第49回日本古文書学会大会が早稲田大学井深記念ホールで開催された。これを記念して記念展示（9月23日～10月27日、展示室）と見学会（9月26日、図書館レクチャールーム）が催された。

主催：早稲田大学海老澤研究室、早稲田大学図書館

共催：早稲田大学総合人文科学研究センター研究部門「トランスナショナル社会と日本文化」

協賛：鎌倉遺文研究会

記念展示「公家と武家中世史」

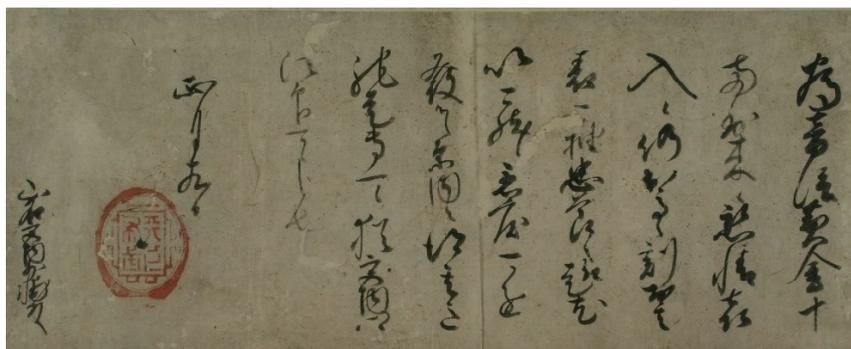
早稲田大学は、その伝統により多くの貴重な史料を所蔵しております。とりわけ、日本古文書学の泰斗であられた荻野三七彦先生のご努力により、古代・中世の古文書につきましては千点を超す数となっており、東大寺薬師院文書等は重要文化財に指定されております。これらの古文書につきましては折りに触れて展示されてきましたが、第49回日本古文書学会大会が早稲田大学で開催されることとなり、それを記念してこの度、古文書展示「公家と武家中世史」を開催しました。

院政期以来武士の台頭により、天皇を中心とする公家社会と将軍を中心とする武家社会が、中世を通じて政治的には対立と協調・融合を繰り返し、独特の日本文化を創り上げてきました。今回の展示にあたっては、①院政・鎌倉時代、②南北朝・室町時代、③戦国時代に分けてそれぞれの時代の変遷を追ってみました。もちろん、限られた古文書中で、その時

代相を示すのは難しいことですが、例えば文治2年の後鳥羽天皇宣旨（No.3）をご覧ください。平家物語のヒーローである文覚上人の配下の者が石清水八幡宮から訴えられ、朝廷が裁断を下したものです。治承・寿永の内乱のあとの混乱を鎮めるために下された宣旨ですが、文書全体には平安時代的な風格が漂っています。これに対して建武2年の後醍醐天皇論旨（No.13）では天皇個人の意思を臣下が伝える形式の文書が社会に大きな影響を与えたことがわかります。戦国時代には、天皇も将軍も政治的権威を失いますが、伝統的文化は継承され、新たな天下人織田信長により天下布武の社会（No.42）となります。早稲田大学所蔵史料によってそれぞれの時代相を堪能いただければ幸いです。

なお、展示資料は、図書館のHP「古典籍総合データベース」に詳細なカラー画像で公開されています。

文学学術院教授 海老津 衷



織田信長朱印状 (No.42)

「公家と武家中世史」展示目録

院政・鎌倉時代

院政・鎌倉期には「公家様文書」と「武家様文書」が発達しました。双方あわせて日本では「奉書の文化」が生まれ、独特の風土が育まれます。「奉書」とは主人の仰せをうけたまわって、臣下が執筆するもので、主人の意思が間接的に伝えられます。天皇の意思は「綸旨」、上皇の意思であれば「院宣」、皇太子や親王、内親王や女院であれば「令旨」と呼ばれます。さらに三位以上の貴族が発給する奉書は御教書と呼ばれ、これが武家に引き継がれて、鎌倉幕府の命令の多くは御教書の形式で伝えられました。江

戸時代には老中が將軍の意を受けて「老中奉書」が発給され、日本の国政の方針が「奉書」によって伝えられたのです。

源頼朝が鎌倉に幕府を開くと、下文によって御家人の権利を保障しました。さらに幕府機構が整うと、下知状が発給されました。これは裁判の判決文として出される場合が多く、京都や博多に探題と呼ばれる地方機構が整備され、それぞれ六波羅下知状、鎮西下知状が発給されることとなりました。

No	時代・区分	年月日	文書名	請求番号
1	院政時代 公家	寛治 6 年 (1092) 11 月 14 日	藤原師通御教書	イ 04 03153 A1
2	公家	大治 5 年 (1130) 6 月 12 日	藤原友次相博状	文庫 12 00202
3	鎌倉時代 公家	文治 2 年 (1186) 4 月 25 日	後鳥羽天皇宣旨	文庫 12 00204
4	武家	貞応 2 年 (1223) 9 月 22 日	六波羅施行状	文庫 12 00118
5	公家	延応 2 年 (1240) 4 月 8 日	太政官牒	文庫 12 00206
6	武家	寛元 2 年 (1244) 10 月 26 日	関東御教書	文庫 12 00207
7	武家	弘安 8 年 (1285) 12 月 20 日	関東御教書	文庫 12 00120
8	公家	弘安 10 年 (1285) 3 月 28 日	東二条院令旨	イ 04 03153 A6
9	武家	弘安 10 年 (1287) 4 月 19 日	関東下知状	文庫 12 00025
10	公家	正応 4 年 (1291) 4 月 9 日	後宇多上皇院宣	文庫 12 00026
11	公家	10 月 1 日	西園寺公衡書状	文庫 12 00022
12	公家	元亨 2 年 (1322) 4 月 10 日	西園寺実兼書状	文庫 12 00029

南北朝・室町時代

中世は戦争と平和が交錯する時代です。戦いが終わると、勝者は、寺院や神社の要請をうけてその領域の平和を保障する「禁制」を発給します。室町幕府は足利尊氏と直義という兄弟によって打ち立てられました。兄の尊氏は合戦が上手で、多くの武士を引きつけ、弟の直義は行政能力があり、論理的な思考を得意としました。足利直義下知状にはそのような彼の個性が見えています。この時代には、守護大名が力を蓄え、幕府の命令を受けて遵行状を守護代

などに出します。こうして伝達システムができあがるとともに、室町幕府機構を動かす奉行人の役割が増大し、奉行人連署奉書を発給するようになります。三代將軍義満は守護大名をコントロールするとともに南北朝を合体させて、安定期を迎え、武家と公家の頂点に立ちます。公家と武家の文化的融合が進みますが、守護大名の力が増してくると、將軍は彼らの力を制御できなくなり、応仁の乱を迎えることとなります。

No	時代・区分	年月日	文書名	請求番号
13	南北朝時代 公家	建武2年(1335)6月27日	後醍醐天皇綸旨	文庫 12 00209 1
14	公家	建武3年(1336)9月17日	光厳上皇院宣	文庫 12 00126
15	公家	暦応3年(1340)2月	沙弥光性文書紛失状	文庫 12 00127
16	武家	貞和1年(1345)12月17日	足利直義下知状	リ 05 15596
17	武家	観応3年(1352)6月24日	足利尊氏禁制	文庫 12 00128
18	武家	11月29日	足利尊氏書状	文庫 12 00129
19	武家	正平23年(1368)12月9日	楠木正儀施行状	文庫 12 00130
20	武家	永和3年(1377)3月10日	今川了俊遵行状	文庫 12 00131
21	武家	嘉慶3年(1389)2月7日	足利義満下知状	文庫 12 00216
22	室町時代 武家	明德4年(1393)10月7日	管領斯波義将施行状	文庫 12 00035 7
23	武家	応永19年(1412)11月19日	足利義持御判御教書	文庫 12 00049
24	公家	応永21年(1414)2月29日	後崇光院和歌写	文庫 12 00035 8
25	公家	応永32年(1425)7月3日	称光天皇綸旨案	文庫 12 00035 7
26	武家	永享2年(1430)10月11日	足利義教御判御教書	文庫 12 00035 7
27	武家	永享2年(1430)10月20日	管領斯波義淳施行状	文庫 12 00035 7
28	公家	永享6年(1434)10月3日	後花園天皇綸旨案	文庫 12 00035 7
29	武家	嘉吉1年(1441)9月24日	室町幕府奉行人連署奉書	文庫 12 00035 9
30	武家	文明1年(1469)9月28日	室町幕府奉行人連署奉書案	文庫 12 00035 9
31	武家	享徳7年(1458)4月20日	足利成氏感状	文庫 12 00041
32	公家	寛正2年(1461)9月16日	甘露寺親長御教書	文庫 12 00035 7
33	武家	8月17日	山名宗全代官職披露状	イ 04 03153 A11
34	武家	応仁1年(1467)7月20日	武田信賢感状	リ 05 15593 1

戦国時代

15世紀の終わりごろから、将軍やそれを補佐する管領の間での確執が表面化し、政治的な混乱が続くこととなります。地方では、守護大名がそれぞれの地で公家の文化や禅宗文化を取り入れて文化・文芸の成熟を競いますが、16世紀には守護大名の力が急激に衰え、激しい下克上の世界となります。国人あるいは国衆などの地方の領主が合従連衡を繰り返す中で、戦国大名と呼ばれる新たな地域権力が生まれ、様々なレベルで「起請文」を作成して盟約を果たします。この時期においても公家の持つ文化力は

珍重され、公家の子女が戦国大名に迎えられて伝統的な文化が継承されることとなりました。このようななかで濃尾地方に育った織田信長によって強力な軍団が形成され、大きく統一の方向に向かうこととなりました。京都の朝廷・公家集団の伝統文化を守る力はこの時代にも発揮され、新たな天下人となった豊臣秀吉は、伝統文化の京都と水陸交通の要となる大坂の双方を掌握できる伏見の地により新たな時代を築くことに成功しました。「海賊法度」により陸のみならず、海の支配をも大きく進展させました。

No	時代・区分	年月日	文書名	請求番号
35	戦国時代 公家	永正 7 年 (1510) 10 月 27 日	後柏原天皇綸旨	文庫 12 00058
36	武家	永正 9 年 (1512) 12 月 4 日	伊勢宗瑞判物	イ 04 03153 A13
37	武家	永正 17 年 (1520) 2 月 28 日	細川高国書状	イ 04 03153 A22
38	武家	天文 9 年 (1540) 3 月 22 日	近衛植家年給申文	文庫 12 00224
39	公家	天文 20 年 (1551) 3 月 25 日	山科言繼年給申文	文庫 12 00225
40	公家	8 月 26 日	大内義隆書状	リ 05 15595
41	武家	永禄 12 年 (1569) 6 月 12 日	武田信玄判物	文庫 12 00234
42	武家	天正 6 年 (1578) 1 月 19 日	織田信長朱印状	文庫 12 00236
43	武家	天正 11 年 (1583) 7 月 28 日	北条氏伝馬手形	文庫 12 00074 1
44	武家	6 月晦日	成田氏長判物	イ 04 03153 A14
45	武家	天正 13 年 (1585) 12 月 13 日	島津義久書状	イ 04 03153 A16
46	武家	12 月 8 日	立花宗茂印判状	イ 04 03153 A19
47	武家	天正 15 年 (1587) 3 月 5 日	蘆名氏宿老連署血判起請文	文庫 12 00076 5
48	武家	天正 16 年 (1588) 7 月	豊臣秀吉朱印状 (刀狩令)	文庫 12 00087
49	武家	天正 16 年 (1588) 7 月 8 日	豊臣秀吉朱印状 (海賊停止令)	文庫 12 00142
50	武家	天正 17 年 (1589) 11 月 24 日	豊臣秀吉朱印状	文庫 12 00088

古文書見学会「近年の研究に見る早稲田大学所蔵史料」

9月26日(月) 早稲田大学図書館レクチャールーム

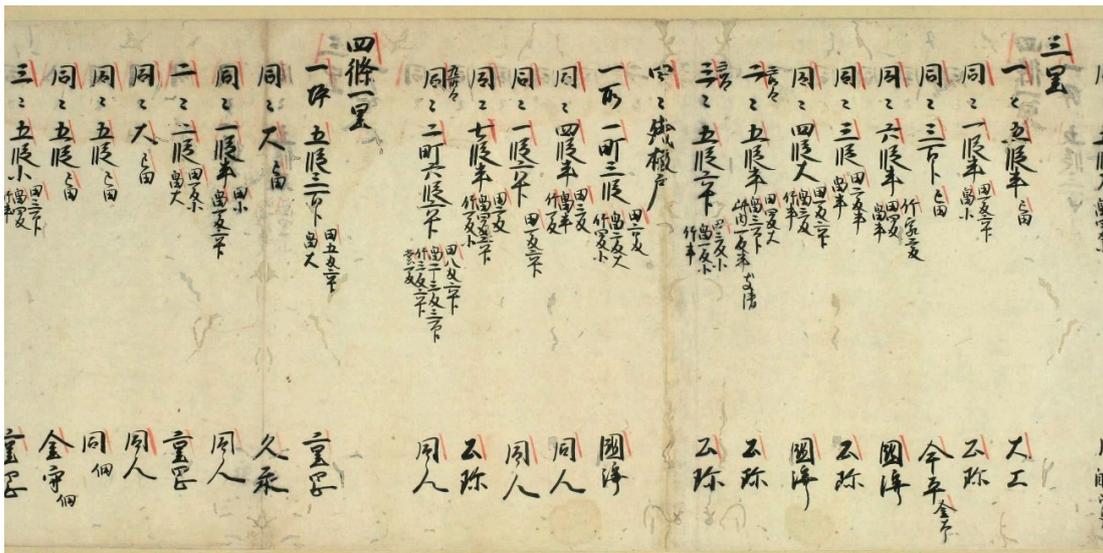
古文書を一つの文化財と見れば、他の文化財と同様、①調査、②収集、③保存に加えて④活用の段階が設定できるものと思われまます。早稲田大学の所蔵古文書においては、荻野三七彦先生のご努力により調査と収集が図られ、その後図書館の活動の中で保存が行われて、デジタル公開により活用が期待される時代となりました。

このような新たな段階を迎え、今回は早稲田大学所蔵史料が最近の研究においてどのように活用されているかという視点に立ちまして、見学会を開催しました。従来のように逸品の古文書を鑑賞する場合には、展示室の「公家と武家中世史」に足を運んでいただければと考えています。図書館レクチャールームで行われる見学会では次の7つのパートに分けました。

- I 早稲田大学蔵の重要文化財文書
- II 早稲田大学とイェール大学に残る俊乗房重源の継目裏花押文書
- III 科研による共同研究のフィールド・東大寺領大井荘の検注帳
- IV 早稲田大学所蔵の影写本から一失われた常陸国吉田神社文書一
- V 中世対外関係史研究の進展
- VI 中世後期公武関係史論―「宣教卿記」・「中原康雄私記」の原本一
- VII 「称名寺聖教・金沢文庫文書」の国宝指定に関連して

これらについて、研究を続けている方にその場で解説をしていただくことにしました。「普段は沈黙を守る史料群が語り部を得て生き生きと語り出す。」そのような状況を頭に描いて7つのパートを構想しました。史料は指定文化財から影写本まで様々あります。そのため、いままで鑑賞されることのなかった文書もたくさん含まれています。解説文を参照しながら研究の進展をお楽しみ下さい。

文学学術院教授 海老澤 衷



大井荘実検馬上取帳案 (III参照)

I 早稲田大学蔵の重要文化財文書

「東大寺薬師院文書」 【写真1】リ05 03740

明治になって廃寺となった東大寺薬師院の文書のうち、15通が田中光顕(1843~1939、のち宮内大臣)の所蔵となり、大正3年(1914)、早稲田大学図書館(初代館長市島謙吉時代)に寄贈された。昭和28年(1953)から翌年にかけて修理がおこなわれ、15通の未装潢文書は成巻されて10巻に分けられた。

- 一卷①天平勝宝2年9月5日 大宅朝臣賀是万呂
奴婢見来帳
- 二卷②神護景雲4年5月8日 普光寺牒
- ③天平勝宝8歳正月12日 東西市庄解
- ④天平勝宝8歳2月6日 相模国朝集使解
- ⑤天平勝宝7歳11月13日 相模国司牒
- ⑥天平勝宝7歳5月7日 相模国司牒
- 三卷⑦天平神護3年4月2日 越中国司牒
- 四卷⑧宝亀3年8月11日 出雲国員外掾大宅朝臣船人牒
- ⑨宝亀3年9月23日 出雲国国師牒
- 五卷⑩延暦7年12月23日 大和田添上郡司解
- 六卷⑪延暦15年8月2日 東大寺三綱牒
- 七卷⑫大同2年5月22日 太政官牒
- 八卷⑬弘仁7年11月21日 雄豊王家地相博券文
- 九卷⑭貞観14年12月13日 石川滝雄家地売券
- 十卷⑮延喜11年4月11日 東大寺上座慶賛愁状

これまで特に注目されてきたことは、このなかに唯一の「調郎」史料が含まれていることであり、造東大寺司が平城京東市西辺の相模国調郎を獲得していく過程である(④⑤⑥)。「諸国調宿処」(延喜彈

正台式)がその後身とすれば、相模国に限る施設ではあるまい。平城京五条四坊九坪に播磨国調郎が存在した可能性も指摘されている。

〈参考文献〉

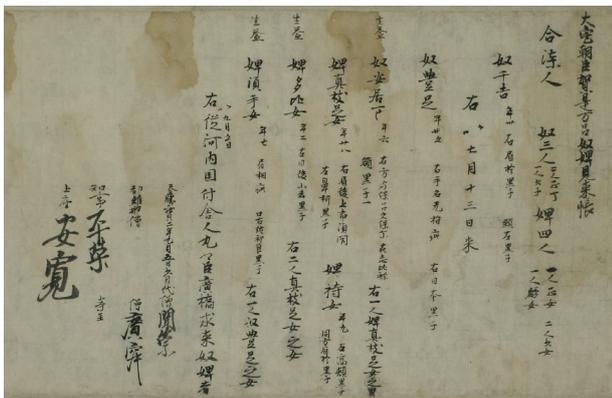
福井俊彦編『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第十四巻 古文書集一』(早稲田大学出版部 1985年)
館野和己「相模国調郎と東大寺領東市庄」(『高井悌三郎先生喜寿記念論集 歴史学と考古学』高井悌三郎先生喜寿記念事業会 1988年初出)
『奈良市埋蔵文化財調査年報 平成21(2009)年度』(奈良市教育委員会 2012年)

「尾張国郡司百姓等解文」 【写真2】文庫12 00001

早稲田大学図書館蔵の「尾張国郡司百姓等解文」(早大本解文)は解文の最古写文であり、解文の提出年月日を付した唯一の古写本でもある。巻末に本文と同筆かと思われる「永延二年十一月八日郡司百姓等」の1行がある(988年)。ついで別筆Iにて、弘安4年(1281)8月5日、中臣祐仲が大和国辰市で或る人に書写してもらい、11月6日に読み終えたと記す。さらに別筆IIで、祐建がこれを伝領したという。祐仲も祐建も春日社家である。

一方、卷子仕立ての表紙見返し左下に「兼葭堂蔵書印」がみえる。大阪で酒造業などを営む博学多才の蔵書家木村孔恭(1736~1802)の所有になったことが分かる。くだって井上恒一蔵を経て、さらに早稲田大学の荻野三七彦研究室収集文書となる。同氏の定年退任後、大学図書館に移管された。

早大本解文は、全31ヶ条と後文のうち、第14条末尾から第31条の始めまでを欠く。中間部分を省略したのは、文書のサンプルとして学習しようとしたのだろうか。事実、複数の音訓読や声点などが詳細に施されており、いかにながく読みこまれてきたかがよく分かる。また、全18紙からなり、継目裏



【写真1】



【写真2】

には花押が認められるところもあるが、判読しにくい。天界線の上の注記の文字に欠けたところがあるので、修復作業を経たことが分かる。なお、1行の字数には幅があるが、1紙の行数は基本的に16・17行である。紙の切断と接続は、この原則とも関係しようか。

解文は、平安時代の国衙行政を伝えるものとして広く知られている。しかし、諸方面からの複眼的な研究が必要であろう。たとえば、①難解な文の典拠とその読み方。②特定の時代に集中する古写本の用途。③古写本の伝来や修復過程、など。

〈参考文献〉

阿部猛『尾張国解文の研究』（大原新生社 1971年）
 福井俊彦編『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第十四卷 古文書集一』（早稲田大学出版部 1985年）
 梅村喬『日本古代社会経済史論考』付編Ⅰ・Ⅱ（塙書房 2006年、初出1980年）ほか

（新川 登亀男）

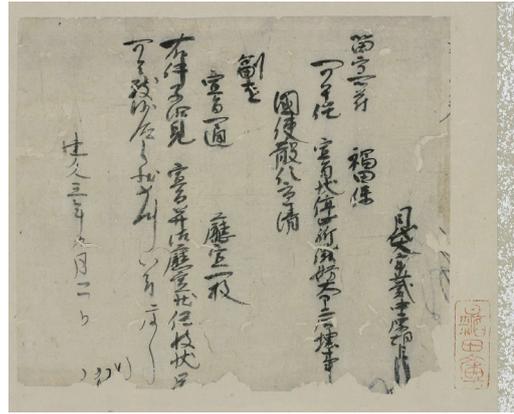
Ⅱ 早稲田大学とイエール大学に残る俊乗房重源の継目裏花押文書

〔興福寺関係文書〕 【写真3】 文庫 12 00014

イエール大学の教授となり、日欧比較中世史研究に大きな足跡を残した朝河貫一は戦前・戦後に及ぶアメリカでの長い在任期間中に日本において実物史料の収集も行い、イエール大学での教育・研究に役立てたのみならず、日米文化交流にも貢献した。現在、放送大学教授の近藤成一氏は、東京大学史料編纂所に勤務されていたとき、イエール大学との積極的な学術交流を行ったが、その過程でいくつかの貴重な史料的発見をされた。その一つが、ここに紹介する「興福寺関係文書」である。

この一卷には15通の文書が存在するが、大部分が興福寺一条院坊官二条家関係の文書である。このうちの最初にある建久3年9月2日播磨国留守所符案に注目すると、これは東大寺領播磨国大部荘にかかわるものである。平家時代にいったんは収公されたが、東大寺の粘り強い再興運動が続けられ、俊乗房重源によって建久3年にこれが実現されることとなったのである。この文書自体は、福田保と大部荘の堺を確定しようとするものであり、右端には重源による継目裏花押の残画が見えている。

実は、この文書の連れとなる①建久3年8月13日播磨国留守所符、②（建久3年）8月23日播磨



【写真3】

国目代中原清成書状がイエール大学のバイネキ稀観本・手稿図書館に所蔵されている。これらのごく最近まで「古文書張交屏風」として25通の文書とともに二曲一双に仕立てられていたのである。「古文書張交屏風」と「興福寺関係文書」はともに、大部荘関係文書を有するだけでなく、屏風中の「興福寺三綱補任勘例断簡」が「興福寺関係文書」中の「興福寺記録断簡」に接続するなど、かつては明らかに一具のものであったと考えられる。さらに、近藤成一氏の原本観察によれば大部荘関係文書の3通を含む全体に、糊痕や釘痕など下張りに用いられた痕跡が残っていることが確認されている。早稲田大学図書館に残された文書でも釘痕は容易に見つけ出せる。

したがって、これら全体がもともと反古として襖や屏風などの表具の下張りに使われて伝来し、その後表具が改装されて再び古文書としての価値を認められたもので、最も新しい年記を有するのは「張交屏風」にある貞享4年（1747）8月11日の徳川家重朱印状案である。この後にいったん反古として表具の下張りに使われたと推測される。

古文書張交屏風がイエール大学に寄贈されたのは、1920年に朝河貫一がイエール大学会合の席上で一大東洋博物館建設の計画を語り、これによって資金が集められ、東京帝国大学の黒板勝美に資料収集が委ねられたことが発端となったものである。1932年11月に華族会館においてイエール大学に寄贈を予定しているものの展覧があり、その中に「古文書張交屏風」があった。なお、「古文書張交屏風」を仕立てたのは東京大学史料編纂所で修復を担当していた中藤昌次氏で、「興福寺関係文書」を購入された荻野三七彦先生と親しい間柄にあったことが知

られる。卷子本を入れた箱には「中藤氏より購入文書」の紙片が納められていた。

〈参考文献〉

瀬野精一郎編『早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇 第十五卷 古文書集二』(早稲田大学出版部 1986年)
 近藤成一「イェール大学所蔵播磨国大部庄関係文書について」(東京大学史料編纂所研究紀要 23、2013年)

(海老澤 衷)

Ⅲ 科研による共同研究のフィールド・東大寺領大井荘の検注帳

東大寺領美濃国大井荘は天平勝宝8年(756)、聖武天皇により勅施入され、戦国期まで年貢納入が続けられた、数ある東大寺領のなかでも重要荘園の一つに位置づけられる。濃尾平野に展開した大井荘では、条一里一坪によって土地利用状況が把握された。

科研：基盤研究(A)「既存荘園村落情報のデジタル・アーカイブ化と現在のIT環境下における研究方法の確立」(研究代表者：海老澤衷)では大井荘について、都市化した荘園故地における景観復原のモデルと捉え、史料分析および現地調査を推進している。大井荘関係史料では在地の動向を記したものは、必ずしも多くはない。そのため、今回展示する早稲田大学所蔵史料は科研による共同研究の目的を達成するうえで、意義深いものである。

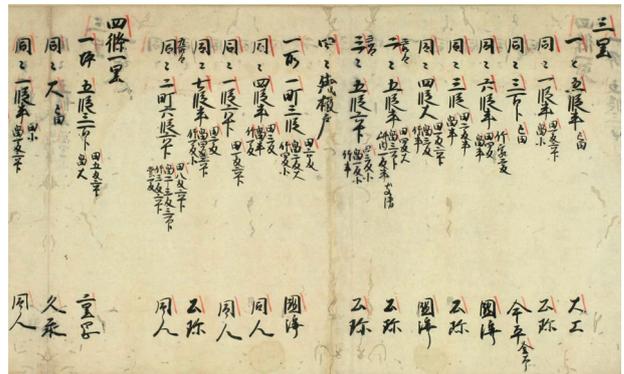
「大井荘実検馬上取帳案」(前闕)

【写真4】ヨ 05 02811

永仁3年6月に作成された「大井荘実検馬上取帳」(以下、永仁取帳)の案文。筆写時期や記主は不明。永仁取帳は、本史料の他に東京大学史料編纂所蔵本、東大寺図書館所蔵本(後闕)が存在する。特に東大寺図書館所蔵本は、本史料と同筆にかかり、元来は同一史料と想定され、前者では1条1里1坪~2条3里36坪、後者では2条4里17坪~4条里外4坪について記載される(2条4里1坪~16坪の所在は不明)。また、東京大学史料編纂所蔵本は最初から最後まで記載がある一方、東大寺図書館本・本史料と照合した場合、どちらか一方にしか含まれない記述も存在することから、各写本の相互参照は不可欠である。なお、いずれの写本も署判を省略しているが、永仁取帳とほぼ同時期に作成された永仁3年6月26日「大井荘沙汰人等連署申状」

(『岐阜県史』史料編古代・中世3、大井荘史料279号)における署名の順などを理由に、下司は大中臣則宗、田所は大蔵丞宗光、公文は左兵衛尉幸則を指し、実は実検使を意味するのではないかとの指摘が大山喬平氏によりなされている。

永仁取帳を用いた主な論考としては、①大石直正氏の研究に代表される名の構造や百姓の階層関係を追求したもの、②足利健亮氏の研究に代表される荘域の解明をしたものが挙げられる。特に、後者については活発な議論が行われ、『大垣市史』(2013年)を現時点での到達点とする。

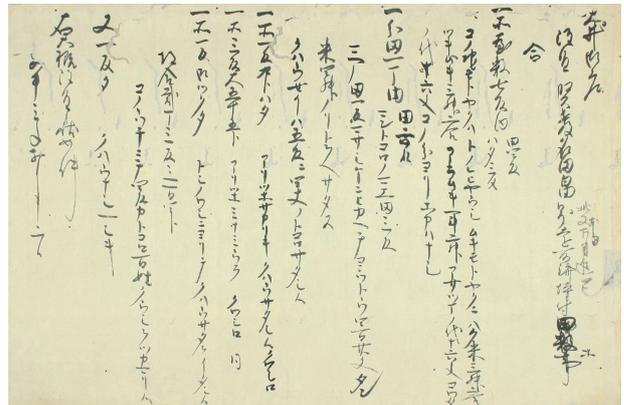


【写真4】

「大井庄賢教名坪付注進状案」

【写真5】リ 05 03745

正平3年(1348)4月に作成された、荘内賢教名の田畠面積・納入年貢等を記した注進状案。記主・筆者時期ともに不明。表題に「古文書」とのみ記される1巻8通の文書集のなかの1通。他の文書がいずれも東大寺関係であること、各文書の紙継目裏にある2つの花押、天保年間に付された付箋などから、天保年間以前に東大寺から流出し、一括して保



【写真5】

存されてきたとされる。本史料は大井荘関連史料を網羅的に収集した『岐阜県史』史料編古代・中世3には未収録であり、柴辻俊六氏により翻刻・紹介がなされている。条里坪による土地把握がなされ、中世地名をほとんど知ることができない大井荘において「サカリキ」や「ミナミウラ」といった記載は貴重である。

〈参考文献〉

足利健亮「歴史地理学的調査」(岐阜県大垣市教育委員会編『大垣市遺跡詳細分布調査報告書 解説編』、1997年)
 大石直正「荘園制解体期の農民層と名の性格—東大寺領美濃国大井荘について—」(『歴史学研究』215号、1958年)
 大山喬平「東大寺領大井荘」(『岐阜県史』通史編・中世、1969年)
 柴辻俊六「本館所蔵 古文書摘録(七) 一東大寺文書(一卷八通)一」(『早稲田大学図書館紀要』18号、1977年)
 『大垣市史』通史編 自然・原始～近世(2013年)

(赤松 秀亮)

IV 早稲田大学所蔵の影写本から—失われた常陸国吉田神社文書—

「諸家文書写」 【写真6】リ05 01623

「諸家文書写」(全2巻)は、東は常陸から西は九州まで、平安末から近世初頭にいたる文書類55点を影写したもので、未翻刻の史料も多く含まれる。影写された文書はほとんどが単一文書であるが、中には第2巻の「常陸吉田神社文書」や「宇都宮文書」のように、一定のまとまりのある文書群も存する。各巻に収められた文書の配列・構成については、古典籍の会「早稲田大学図書館所蔵『諸家文書写』の紹介」(『早稲田大学図書館紀要』60、2013年3月)を参照されたい。

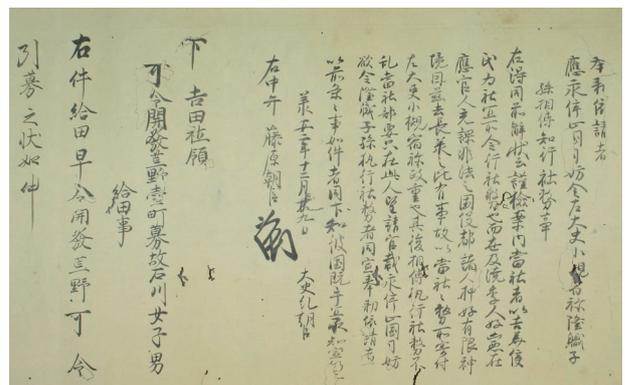
本史料は文書の原本ではないものの、その中には「吉田神社文書」のように戦火によって既に原本が失われたものや、原本の所在不明なものも多く、文書の内容だけでなく、原史料の形態情報をも知り得る唯一の史料として貴重なものである。「諸家文書写」から得られる史料の「かたち」の情報が活かされた事例として、「吉田神社文書」の例を紹介したい。

常陸国吉田神社領は、長承年間(1132～34)、在庁官人等の非法を排除するため社務によって官務小槻政重に寄進され、それ以後小槻氏を領家と仰ぐこととなる。そのほぼ30年後、備中国新見荘が大中臣氏によって小槻政重の息男で時の官務隆職に寄進されており、小槻氏が領家として荘務を管掌した。

つまり、吉田神社領も新見荘もともに小槻家を領家と仰ぎ、いわば小槻氏々長者渡領として伝領されていったもので、両者はほぼ同様の性格といえる。

新見荘については東寺文書の中に多くの史料が残っているが、当荘が東寺領となる鎌倉後期以前の文書についてはあまりない。その限られた文書の殆どが、在地に伝わった小槻氏荘務期の文書を後世に写した案文群で、誤記や判読困難な文字も散見されるが、他に傍証史料がないことなどが相俟ってあやふやなままになっている部分も多い。この案文群は、室町期に当荘の田所職をめぐる相論が起こった際、一方の当事者である大田氏によって東寺に提出され、そのまま返却されず「東寺百合文書」中に残ったものである。

その新見荘の東寺領となる以前の文書案を読むうえで、「吉田神社文書」の小槻氏発給の荘務関係文書が有力な手がかりとなる。「吉田神社文書」の原本は昭和20年8月の戦火で焼失し、現在は水戸彰考館に謄写本のみが伝わっており、『鎌倉遺文』や『茨城県史料』に記載されている「吉田神社文書」もその謄写本に拠っている。最近の調査により、この「吉田神社文書」の一部を影写したものが「諸家文書写」の中に存することが判明した。この影写本および水戸彰考館の謄写本から得られる情報を参照した結果、新見荘田所職文書案の従来への翻刻はかなり改められることとなった。ことに差出所の読みとそれに伴う文書名の変更は大きな問題である。従来、これらの文書は差出者の特定が出来ずその性格が詳らかでないことから小槻氏の所領支配に関わる文書として把握されてこなかったが、「諸家文書写」の「吉田神社文書」により、その性格や位置付けが明確になったのである。



【写真6】

〈参考文献〉

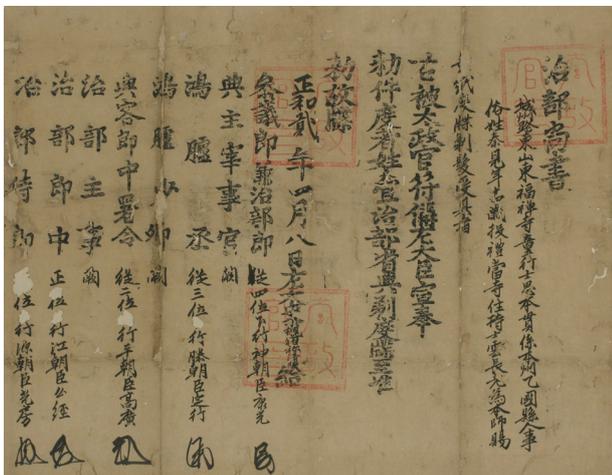
古典籍の会「早稲田大学図書館所蔵『諸国文書』の紹介」
 (『早稲田大学図書館紀要』60号、2013年)
 宮崎肇「新見荘田所職文書案をめぐって」(海老澤肇・酒井
 紀美・清水克行編『中世の荘園空間と現代』勉誠出版、
 2014年)

(宮崎 肇)

V 中世対外関係史研究の進展

「友山士悞度牒」 【写真7】 文庫 12 00122

臨濟宗聖一派の友山士悞(1301~70)が、14歳で得度した正和2年(1313)4月8日に官より得たとする度牒。黄麻紙の板刻文書に、友山の本籍や年月日、治部省官吏の署名等が墨書されているが、署名者「神康光」は実在せず、「治部尚書」などの唐風官名も日本国内では見られない。すなわち本書は偽文書であり、7.8cm四方の「太政官印」の謀判を押した謀書である。何故このような謀書が作られたのか。友山が嘉暦3年(1328)に渡元した際、入国や移動の便宜のため、自分が官僧であることを証明する必要があったからである。なお天岸慧広(1273~1335)も、同様の体裁の弘安9年(1286)11月8日付けの度牒と戒牒を携行し入元している(報国寺蔵)。天岸の戒牒には、東大寺で具足戒を受けた旨を記すが、8日は延暦寺で菩薩戒を受ける恒例日である。現在亡失しているが、友山も度牒と同日の8日付け戒牒を入手していた可能性が高く、その場合、彼もまた実際に授けられたのは菩薩戒のみであったにも関わらず、戒牒には具足戒を受けたと記してあったのであろう。なお中国では具足戒を受けてない者は比丘扱いされなかったため、入元僧は

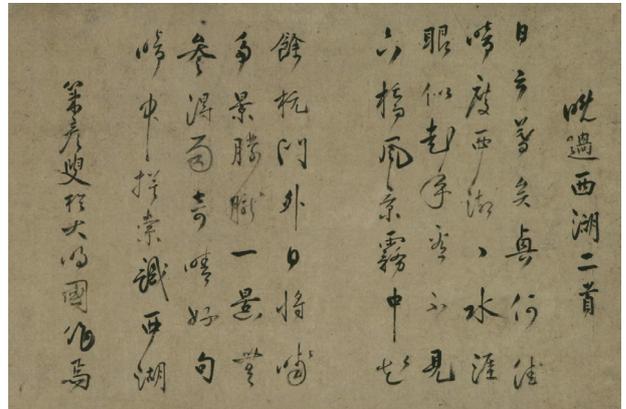


【写真7】

ここでも偽造戒牒の調達に迫られた。海外向けの「良い謀書」ゆえか罪に問われた事例は無い。

「晩過西湖二首」 【写真8】 チ06 04163

天文8年次遣明使(1539~41)副使の策彦周良(1501~79)が、嘉靖18年(1539)11月1日の暮に杭州の西湖をわずかに見やった後、7日たった蘇州手前の運河船上にて、その時の光景を想記して詠んだ詩2首。前者の詩が、策彦『初渡集』嘉靖18年11月8日条に記されている。また後世に編纂した策彦の詩集『謙斎南遊集』にも、2首が順序を変えて収録されている。本史料は、恐らく日本帰国後、改めて記し置いたものか。

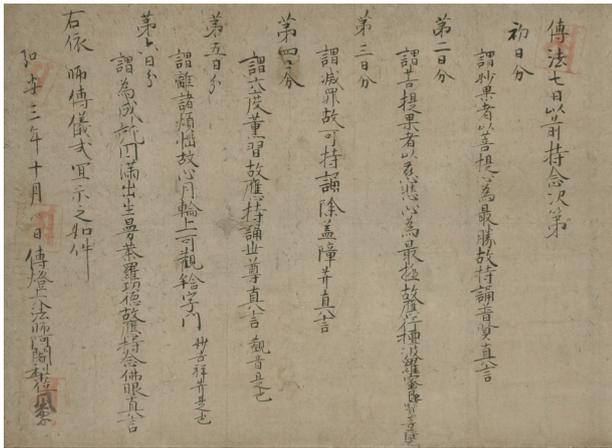


【写真8】

「聖一國師印信」 【写真9】 文庫 12 00024

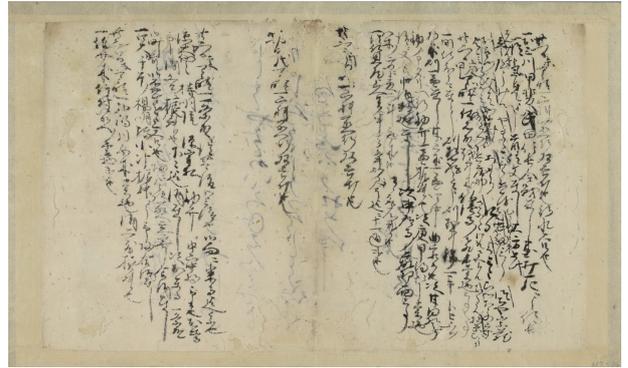
弘安3年(1280)10月8日、示寂間際の東福寺開山聖一國師円爾(1202~80)が、弟子白雲慧暁(1228~97)に授けた印信。印信とは、密教法流伝授の証明として師匠から弟子に発給される文書であり、本文書は禅僧から禅僧へ密教法流が受け継がれたことを示す。近年、大陸仏教を学び、さらに国内で顕・密・禅を兼修する僧侶のあり方が見直されてきており、注目すべき文書である。東福寺栗棘庵(慧暁の塔頭)には、円爾から慧暁へ伝授された印信群「聖一國師印信」3巻(重要文化財)が現存しており、本文書はもともとその一部であったと考えられる。内容自体は伝法灌頂以前の7日間の持念の次第であるが、栗棘庵所蔵印信群との関連から、伝授に際して発給された印信とみなせる。

なお、日付と署名は円爾自筆、その他は慧暁の筆と考えられる。



【写真9】

た時の織田方が討ち取った首注文が写されている(展示箇所②)。



【写真10】

〈参考文献〉

- 荻野三七彦「入元僧友山土僣とその度牒」(『日本中世古文書の研究』1964年)
- 榎本渉「中国史料に見える中世日本の度牒」(『禅学研究』82、2004年)
- 堀川貴司「西湖」(村井章介編『日明関係史研究入門』勉誠出版、2015年)
- 菊地大樹「東福寺円爾の印信と法流」(『鎌倉遺文研究』26、2010年)
- 永村眞「印信」試論(『中世寺院史料論』吉川弘文館、2000年)

(米谷 均・白川 宗源)

VI 中世後期公武関係史論「宣教卿記」・「中原康雄私記」の原本

「宣教卿記」 文書12 冊637・冊639

16世紀末の中級公家中御門宣教(1543~78)の日記。早稲田大学所蔵中御門家文書中の1点で、天正3年(1575)・天正4年の自筆本が残されている。中御門家文書には同時期の史料として、ほかに宣教父宣忠の天文8年(1539)・9年・15年日記等もある。

記主宣教は名家中御門家の人物で、天正3年には33歳正五位下藏人右中弁であった。実務官僚として論旨などの文書発給等に当たる様子や、信長の動静が窺える記事も多い。天正6年、正四位上藏人頭で卒去。

展示箇所①は天正3年4月16日条、織田信長による公家衆に対する徳政令の記事である。またこの天正3年記の紙背文書には、徳政に関連する文書が複数含まれている。たとえば26紙紙背は渡邊丹後守が、棄破を恐れてか、中御門家の借状が見当たらない、と述べている書状である。また同年5月21日条には、織田信長と武田勝頼が三河長篠で合戦し

〈参考文献〉

- 下村信博『戦国・織豊期の徳政』(吉川弘文館、1996年)
- 木下聡「長篠合戦における織田方の首注文」(『戦国史研究』71、2016年)

「中原康雄私記」

イ 04 02478

16世紀末の下級官人中原康雄の記録。早稲田大学所蔵平田家資料の中の1点である。平田家資料は、江戸期に取立てられた外記平田家の所蔵史料である。康雄の子孫ではないが「康雄記」のほか、康雄の父康貞の日記など、この一流の史料も含まれている。

記主康雄は代々外記局(朝廷の事務部局)の外記を輩出する家の人物で、官人として外記・史・少内記・隼人正を務めた。口中医としての活動も見える。室町期に大部の日記『康富記』を記した中原康富のひ孫に当たる。平田家資料には、天文15年(1546)~天正6年の自筆本のほか、六種類の写本も含まれている。そのほかにも写本・自筆本が残されており、康雄は少なくとも大永8年(1528)~天正12年ごろまで日記を記していたようである。内容は、改元など主な朝儀の次第・参仕者・御訪など業務に関する内容が主である。朝儀の費用を大内・三好などの武家が負担している様子も窺える。

展示箇所①は永禄11年(1568)室町幕府14代將軍足利義栄の將軍任官の記事。展示箇所②は天正6年の春日祭および九条兼孝の関白宣下に関する記事。天正3年に信長より公家衆に知行が給付されたことに伴い、官人達の貴重な収入源だった御訪が廃止されているのも注目される。

〈参考文献〉

柴辻俊六「〔中原康雄記〕とその紙背文書について」(『日本歴史』319、1974年)
井上幸治「戦国期の朝廷下級官人」(『戦国史研究』54、2007年)

中世後期の古記録には、いまだまとまった形での翻刻がないものも多い。「宣教卿記」「中原康雄私記」もそうした記録の1つである。しかし日記本文、紙背文書とも興味深い内容を多く含んでおり、読み込むことによって当該期京都の様相、公武関係にも新たな側面が見いだされるであろう。

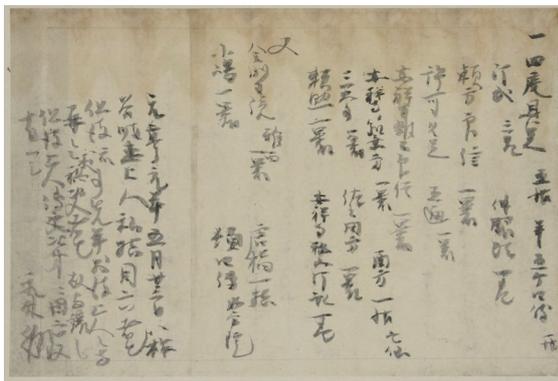
(遠藤 珠紀)

Ⅶ 「称名寺聖教・金沢文庫文書」の国宝指定に関連して

「称名寺聖教・金沢文庫文書」は称名寺所蔵・神奈川県立金沢文庫の保管する、「称名寺聖教」16,692点と「金沢文庫文書」4,149点からなる東国随一の大規模寺院史料群。鎌倉幕府の動向のみならず、日本中世の歴史・文化を伝える貴重な内容をもつ。本年3月に文化審議会より国宝指定の答申を受け、8月の官報告示をもって国宝に指定された¹。

元亨元年(1321)5月23日「称名寺鈔阿聖教目録」(前欠) 【写真11】 文庫12 00027

称名寺第2世長老鈔阿自筆の聖教目録。安祥寺流や金剛王院流のほか、佐々目方といった鎌倉を中心とする真言密教の諸流に関わる聖教もみえる²。

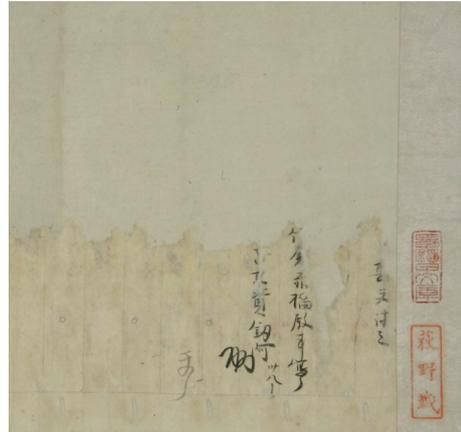


【写真11】

永仁6年(1298)「鈔阿自筆奥書断簡」(上部欠) 【写真12】 イ04 03153 A8

末尾に鈔阿花押影がみえることから、本史料は写と判断する。永仁6年前後に鈔阿が鎌倉赤橋亭で書

写していた聖教には「金剛界伝法灌頂作法書写」(『金沢文庫古文書』識語篇768)がある。



【写真12】

(年未詳)9月6日「導空書状」

【写真13】 イ04 03153 A9

仙茶の贈与に対する御礼状。第1紙目は本紙、第2紙目はその礼紙。紙背には称名寺第3世長老湛睿書写の聖教がみえる。東京大学史料編纂所所蔵影写本「小泉策太郎氏所蔵文書」[3071.36-173]に採録。



【写真13】

「諸国文書」下

文庫12 00021 2

蜂須賀家から小杉榎軒を経て荻野三七彦にわたった、卷子装上下巻に仕立てられた古代中世文書群。下巻のうち12通が金沢文庫旧蔵史料で、以下順に紹介していく。

弘安3年(1280)5月晦日「阿闍梨寂澄奉納状」 文庫12 00021 2 (3)

清澄寺は日蓮が12歳のときに同寺道善房のもとで修行したことで有名である。虚空蔵菩薩示現の聖地として「求聞持秘法」を修するところであった。寂澄は西大寺叡尊高弟で、『関東往還記』や「金沢文庫文書」にその名が散見する。「称名寺聖教」の

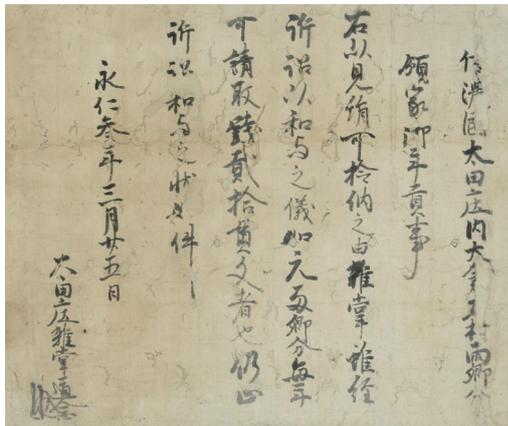
うち「虚空蔵菩薩念誦法」上下2冊によれば、寂澄は正安年間に清澄寺で修行僧として活動していたことがしられる。紙背は同年6月28日寂澄書写経疏(前欠)³。

永仁3年(1295)3月25日「信濃国太田庄雑掌道念和与状」 【写真14】 文庫12 00021 2 (5)

信濃国太田庄大倉・石村郷の領家分御年貢をめぐる相論のうち和与状。以下の関連史料が現存する。信濃国水内郡太田庄は、近衛家を本家とし、島津氏を地頭とした荘園であったが、のち大倉郷・石村郷(ともに豊野町)が金沢家の所領となっていた⁴。なお、北条実時が藤原氏女に両郷を譲った譲状が「市島春城旧蔵手鑑」(東京大学史料編纂所蔵)のうちに現存する。

(参考)

- 永仁3年5月2日関東下知状(鎌倉極楽寺所蔵)
- 信濃国太田庄雑掌道念与大倉・石村両郷地頭尼代能信相論年貢事
- 右、召調訴陳状、欲有其沙汰之处、如道念去三月廿五日和与状者、以見絹可檢納之由、雖經訴訟、以和与之儀、如元兩郷分毎年可請取錢貳拾貫云々、此上不及異儀、早任彼状可致沙汰之状、依鎌倉殿(久明親王)仰下知如件、
- 永仁三年五月二日
- 陸奥守平朝臣(大仏宣時)(花押)
- 相模守平朝臣(北条貞時)(花押)

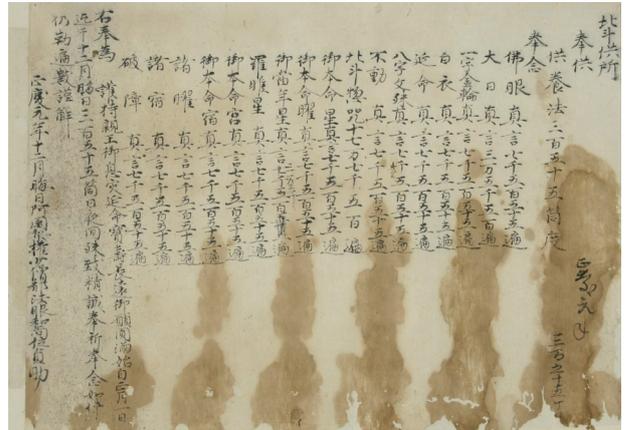


【写真14】

正慶元年(1332)12月晦日「権少僧都貞助北斗供卷数」 【写真15】 文庫12 00021 2 (6)

鎌倉幕府第9代將軍守邦親王のためにおこなわ

れた祈祷である。権少僧都貞助は金沢貞顕息。兄顕助の死後、仁和寺真乘院を継いだ。元弘3年(1333)没。



【写真15】

貞治2年(1363)後正月14日「僧実有書状」

文庫12 00021 2 (7)

(年未詳)11月3日「僧良尊書状」

文庫12 00021 2 (8)

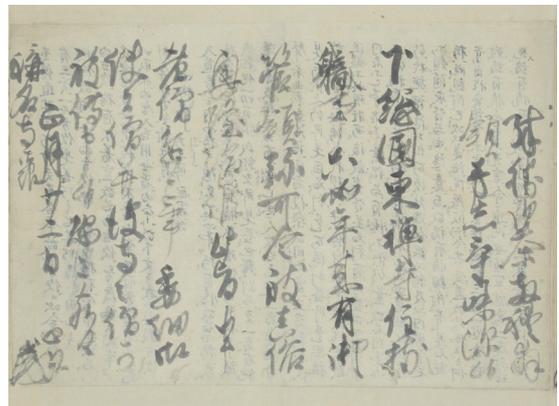
(年未詳)4月晦日「僧心日書状」

文庫12 00021 2 (9)

(年未詳)正月22日「僧心日書状」

【写真16】 文庫12 00021 2 (10)

ともに茶の贈答にかかわる史料。(10)文書はとくに下総国東禅寺住持職を主題とする。紙背は湛睿筆の聖教である。なお湛睿の東禅寺住持職は嘉暦3年(1328)から永徳4年(1384)である。



【写真16】

〔年末詳〕 3月17日「僧輪定書状」

文庫 12 00021 2 (11)

紙背は湛睿筆聖教疏注。

〔年末詳〕 10月11日「隆□書状」

文庫 12 00021 2 (12)

紙背は湛睿稿本。

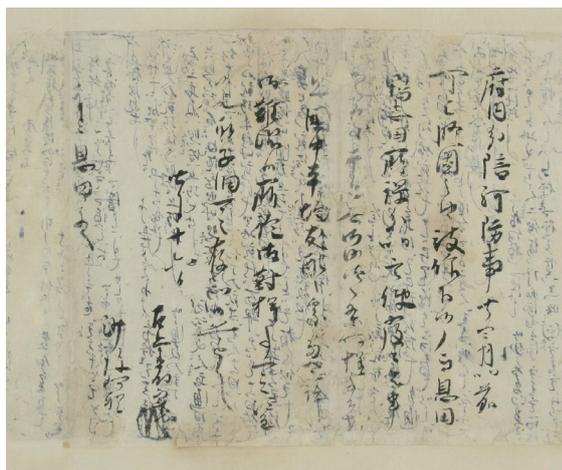
〔年末詳〕 3月6日「僧道円書状」

文庫 12 00021 2 (13)

〔年末詳〕 7月16日「武蔵国留守所代連署書状」

【写真 17】 文庫 12 00021 2 (14)

本文書と 14 文書の紙背は同筆で一連の聖教釈文疏注。また、14 文書は「武本家旧蔵称名寺古文書」日巻第四通目の紙背と一連のもの。「武本家旧蔵称名寺古文書」は、千葉県の旧家武本氏が所蔵していた古文書の一部。もとは日・月・星・辰の四巻があったが、現在は 1 巻が失われて 3 巻に。鎌倉時代から室町時代にかけての古文書 40 通には、称名寺旧蔵史料が数多く含まれている。この古文書群には、江戸時代に水戸藩士が称名寺を訪れた時に書写した『金沢蠹餘残編』に収録されたものが含まれるため、江戸時代後期に称名寺から流出したと考えられる。昭和 47 年 (1972) に神奈川県が購入⁵。



【写真 17】

〔年末詳〕 6月20日「僧道経書状」

文庫 12 00021 2 (15)

鎌倉末期東国における医学知識レベルのうかがえる史料。「金沢文庫文書」や金沢文庫旧蔵本などから、北条氏および称名寺が宋元の医学書から医学知

識を学んでいたことがしられている⁶。紙背は湛睿筆聖教疏注。

〈参考文献〉

- 1 永村真・高橋悠介・西岡芳文「特集 国宝称名寺聖教／金沢文庫文書」(『書物学』8、勉誠出版、2016年)
- 2 熊原政男「釵阿聖教目録の断簡」(『金沢文庫研究』108、1965年)
- 3 荻野三七彦「戻って来た古文書—鎌倉の地にあって失われた古文書の中から—」(『金沢文庫研究』149、1968年)
荻野三七彦「珍奇な文書」(『歴史手帖』5-1、1977年)
荻野三七彦「『金沢審海』在銘の金剛盤などを訪ねて—房州小網寺の調査—」(『金沢文庫研究』148、1968年)
高木豊「安房国清澄寺宗派考」(『中村瑞隆博士古稀記念論集』春秋社、1985年)
- 4 福島金治「信濃国太田荘と金沢北条氏」(『信濃』48-9、1996年)
- 5 前田元重「『武本家旧蔵称名寺古文書』について」(『金沢文庫研究』209、1969年)
- 6 前掲 3 荻野論文 (1977年)

(貫井 裕恵)